

公立大学法人京都市立芸術大学副理事長選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年5月10日一部改正)

(平成27年10月20日一部改正)

(令和4年7月20日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の副理事長（以下「副理事長」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 副理事長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、副理事長を選考する。

- (1) 副理事長の任期が満了するとき。
- (2) 副理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副理事長が欠けたとき。

2 副理事長選考会議は、前項第1号に該当する場合は任期満了の7月以前に、前項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに、副理事長選考の手続を開始しなければならない。

(選考開始の公示)

第3条 副理事長選考会議は、副理事長選考の手続を開始するときは、選考日程その他副理事長選考に関し必要な事項について公示する。

(副理事長候補者の資格)

第4条 副理事長候補者は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならない。

(副理事長候補者)

第5条 副理事長選考会議は、第3条に規定する公示を行ったときは、副理事長候補者の推薦を受け付けるものとする。

2 前項の推薦は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 推薦資格者5人以上の連署により推薦された者。ただし、本人の承諾書を必要とする。

(2) 理事長又は理事長予定者が指名する者

3 推薦資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 役員（監事を除く。）

(2) 常勤の教職員（臨時職員を除く。）

4 推薦資格者は、副理事長候補者1人に限り推薦を行うことができる。

5 副理事長選考会議の委員は、推薦資格者となることができない。

6 法人の役員又は職員以外の者（以下「学外者」という。）の推薦があった場合は、副理事長選考会議は当該学外者の副理事長候補者としての採否を決定する。

7 前項の決定に当たっては、副理事長選考会議は調査委員会を設置し、当該学外者について調査させることができる。

8 前項の調査委員会について必要な事項は、別に定める。

（所信の表明）

第6条 副理事長候補者は、副理事長選考会議に対し、所信表明文を提出しなければならない。

（副理事長予定候補者の選出）

第7条 副理事長選考会議は、所信表明文を踏まえて副理事長候補者について選考し、副理事長予定候補者1人を選出する。

2 副理事長選考会議は、前項の選出を行ったときは、速やかにその理由及び経過を学内に公表しなければならない。

（信任投票による副理事長予定者の決定）

第8条 副理事長選考会議は、副理事長予定候補者の選考結果について、投票資格を有する者（以下「信任投票権者」という。）による信任投票（以下「信任投票」という。）を行わせる。

2 信任投票権者は、第3条に規定する公示の日に在職する第5条第3項各号に掲げる者とする。ただし、休職又は停職中の者を除く。

3 信任投票権者が、信任投票の日までにその身分を失ったとき、又は休職若しくは停職となったときは、その資格を失う。

4 信任投票は、期日前投票を行うことができる。ただし、不在者投票及び代理投票は認めない。

5 信任投票は、無記名投票とする。

6 信任投票は、信任投票権者の過半数の投票においてこれを有効とし、投票総数の過半数の信任を得た場合に副理事長選考会議が選出した副理事長予定候補者を副理事長予定者として決定する。

7 信任投票が無効となった場合及び信任投票において投票総数の過半数の信任を得られなかった場合は、速やかに第5条第1項に規定する副理事長候補者の推薦の受付を再度実施する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、副理事長の選考に関し必要な事項は、副理事長選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月10日理事長決定）

この規程は、平成25年5月10日から施行する。

附 則（平成27年10月20日理事長決定）

この規程は、平成27年10月20日から施行する。

附 則（令和4年7月20日理事長決定）

この規程は、令和4年7月20日から施行する。